

## 四日市スポーツランド プール改修工事

### \*最低制限価格の算出方法について

算出方法は、次のとおり算出します。

最低制限価格の範囲は、予定価格の7/10～9/10の範囲内で下記の考え方により算出される額を最低制限価格とします。

ただし、下記の考え方により算出された金額が予定価格の7/10を下回るときは7/10（万円未満切り上げ）とし、9/10を超えるときは9/10（万円未満切り捨て）とします。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえて設定するものとします。

※下記の合計金額に万円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てとします。

#### 建設工事

##### ③建築工事等

〔一般〕	直接工事費×90%×0.95+共通仮設費×0.9 +（直接工事費×10%+現場管理費）×0.8+一般管理費×0.55
〔解体工事〕	直接工事費×90%×0.95+共通仮設費×0.9 +（直接工事費×10%+現場管理費）×0.8+一般管理費×0.55

※建築工事に付随する設備工事は上記〔一般〕に準ずる。

\*直接工事費の対象は、輸送費、材料費、労務費、複合工費、直接経費、仮設費とします。

\*共通仮設費は、共通仮設費率分と積み上げ分の合計とします。

\*共通仮設費の準備費である「伐開、除根等の処分費」が直接工事費に計上されている場合は「伐開、除根等の処分費」を直接工事費とし、最低制限価格を算出するものとします。